

1 操作についての注意事項

1.1 終了方法

画面を終了する際は、画面右上の☒（閉じるボタン）で終了しないでください。

「メニュー」ボタンでメニューへ戻ってから、**終了（ログアウト）**により画面を終了してください。

×ボタンで終了してしまった場合、再度ログインして申請書を編集しようとしても、「選択された業者は他のユーザにより使用中となっています。」とメッセージが表示されて、操作を続行できなくなります。

もしこの状態になってしまったら、解除処理が自動で行われますので、2時間半程度お待ちください。

←戻る・→進むボタンをクリックしないでください！

×ボタンで画面を閉じないでください！

終了(ログアウト)

終了する場合は「終了(ログアウト)」をクリックしてください！

ユーザ: K2317546 / (株)かながわ参加資格

インターネット申請 インフォメーション

新ですか? 平成25年10月9日

また、例えば、代表者が変更したにもかかわらず、ICカードの記載事項が旧代表者のままで入札に参加すると、「ICカードの不正使用」となり、発注者は、ICカードが不正に使用された入札案件について、当該入札参加者に対し次の措置をとることができますので、ご注意ください。

(1) 落札者決定までに不正使用が判明したときは、当該案件への入札参加資格を取り消します。ただし、既に入札書を提出している場合には、開札時に当該入札書を無効なものとして取り扱います。

(2) 落札者決定後に不正使用が判明したときは、契約締結前のときは契約締結を行いません。また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、契約を解除します。

⇒詳しくは、かながわ電子入札共同システムのトップページから電子入札運用基準をご覧ください。

記載事項に変更があった場合は、本システムによる代表者変更等の届出と併せて、カードを更新するなど、適正な手続をお願いします。

- 定期受付
 - 新規申請
 - 継続申請
 - 新規申請(簡易)
 - 継続申請(簡易)
- 随時受付
 - 新規申請
 - 継続申請
 - 新規申請(簡易)
 - 継続申請(簡易)
 - 業種追加申請
 - 団体追加申請
- 変更届提出
 - 変更届申請
 - 廃業届申請
 - 認定辞退申請
- WTO申請/企業再編
 - 新規申請(WTO)
 - 継続申請(WTO)
 - 団体追加申請(WTO)
 - 企業再編申請
- 手続済申請書修正/取次
 - 申請書選択
- 申請状況確認
- 通知事項確認
- 登録情報確認
- パスワード変更
- メールアドレス変更届

※解除処理について

「申請前確認事項画面で「はい」をクリック」してから2時間経過した業者を対象に、毎時0分、20分、40分に解除処理が行われます。

排他制御について

申請書の画面を開いた状態の時には、他の人が操作できないように一時的にロックをかける「排他制御」を行っています。画面上部右にある「メニューへ」ボタンをクリックしてメニュー画面に戻ることにより、ロック状態は解除されます。

「×」ボタンで画面を閉じて終了した場合には、「申請書の画面を開いている」という情報だけが残ったロック状態のままのため、再度申請書の画面を開こうとしても、排他制御により操作が続きできません。

「×」ボタンで画面を閉じる以外に、次の場合にロック状態となることがありますので、ご注意ください。

- ・パソコンを強制終了した場合
- ・30分以上何も操作を行わず、自動的に終了した場合
- ・画面左上の「←戻る」ボタン、「→進む」ボタンをクリックした場合

1.2 自動ログアウト

30分以上何も操作を行わなかった場合には、セキュリティのため自動的にログアウトします。操作中に30分以上、席を離れる場合等はログアウトしてください。

1.3 使用できる文字

資格申請システムでは、使用できる漢字はJIS第1水準及び第2水準漢字です。その他の漢字、半角カナ、外字、特定の機種に依存する文字（機種依存文字）は入力エラーとなりますので“商号”や“氏名”にエラーとなる文字が含まれている場合は、代替文字を使用してください。

1.4 資格申請システムへの入口

「かながわ電子入札共同システム」のホームページから資格申請システムを利用します。

「かながわ電子入札共同システム」ホームページアドレス

<http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>

検索サイトから「かながわ電子入札共同システム」で検索するか、神奈川県庁のホームページから次のリンクをたどってください。

「神奈川県庁」(<http://www.pref.kanagawa.jp>)

→相談・手続き

→「電子入札」

→「かながわ電子入札共同システムの入口」

「資格申請システム」をクリックし、「競争入札参加資格認定申請 インターネット受付について」の画面を開きます。

[トップページ](#)

更新年月日：2018年3月2日

かながわ電子入札共同システム

[本文△](#)

[お知らせ](#) / [動作保証](#) / [注意事項](#) / [コールセンター](#) / [各システムへの入口](#) / [団体情報](#)

ご案内
初めての方はご案内へ

事前準備

競争入札参加資格申請

new!
※2017・2018年度
(平成29・30年度)

システムの利用に当たって

かながわ電子入札共同システムを利用する方は、[利用規約](#)/[運用基準](#)への同意が必要です。
本システムを利用された方は、[利用規約](#)/[運用基準](#)の各条項を承諾したものとみなされますので、ご承知おきください。

お知らせ

(中略)

各システムへの入口

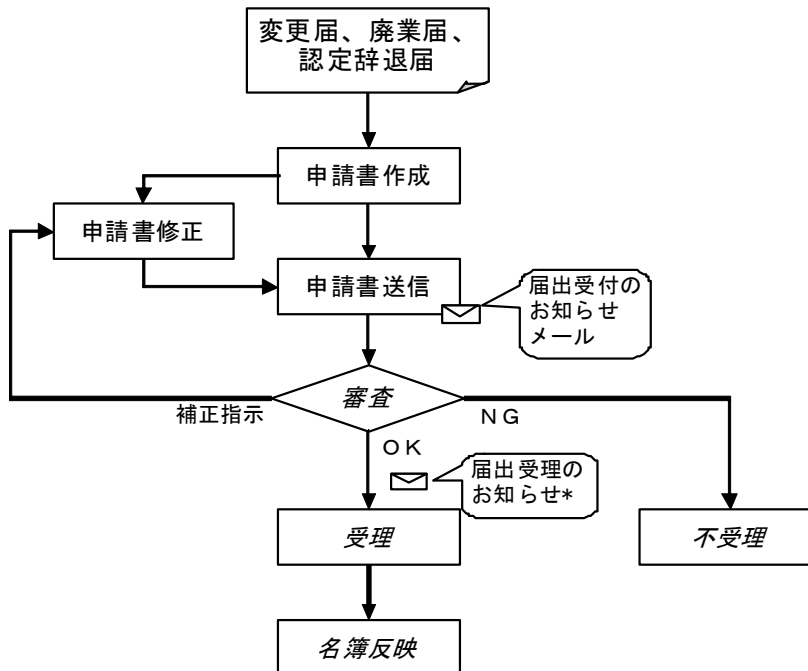
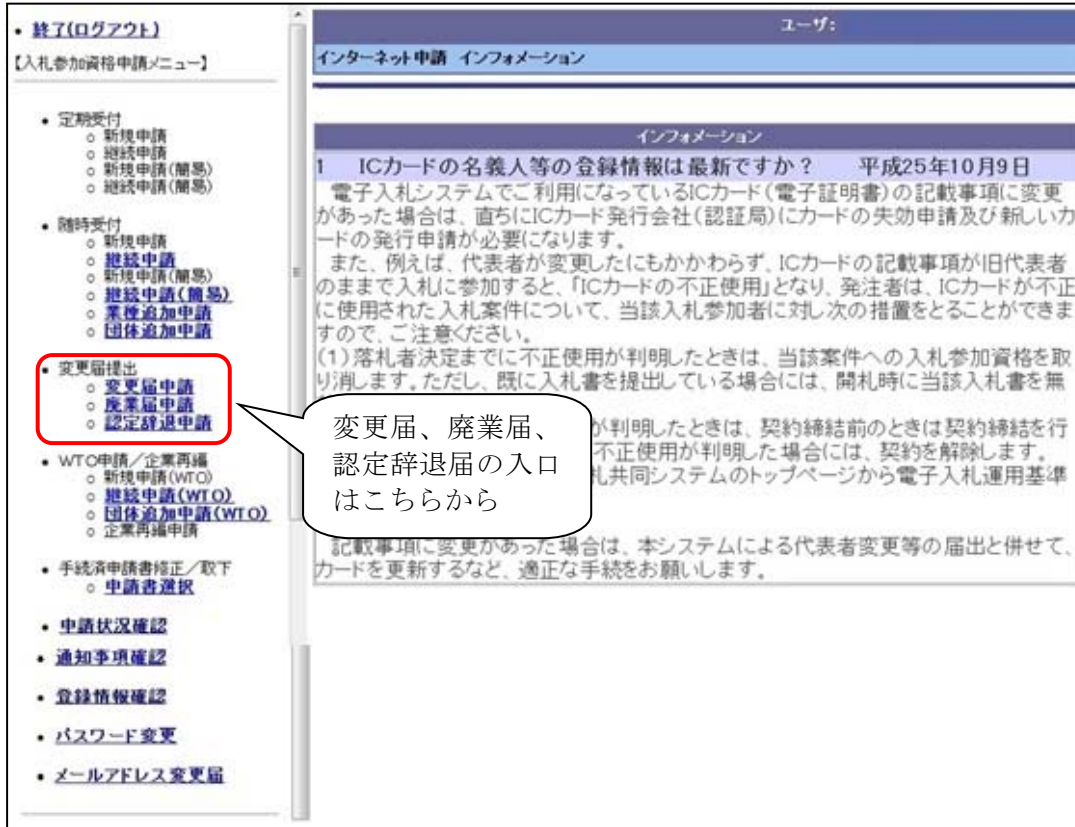
各システムへの入口

	資格申請システム	電子入札システム	入札情報サービスシステム
			
利用時間	平日8時30分から20時00分	平日8時30分から20時00分	5時00分から翌4時00分
利用停止日	土日、祝日法に定める休日及び12月29日から1月3日まで 3月31日	土日、祝日法に定める休日及び12月29日から1月3日まで 3月31日	3月31日
機能	競争入札参加資格申請、変更届等	電子入札参加、利用者登録	入札公告、入札結果、資格者名簿、指名停止情報閲覧 入札情報サービスシステムとは

「各システムへの入口」の「資格申請システム」をクリックします。

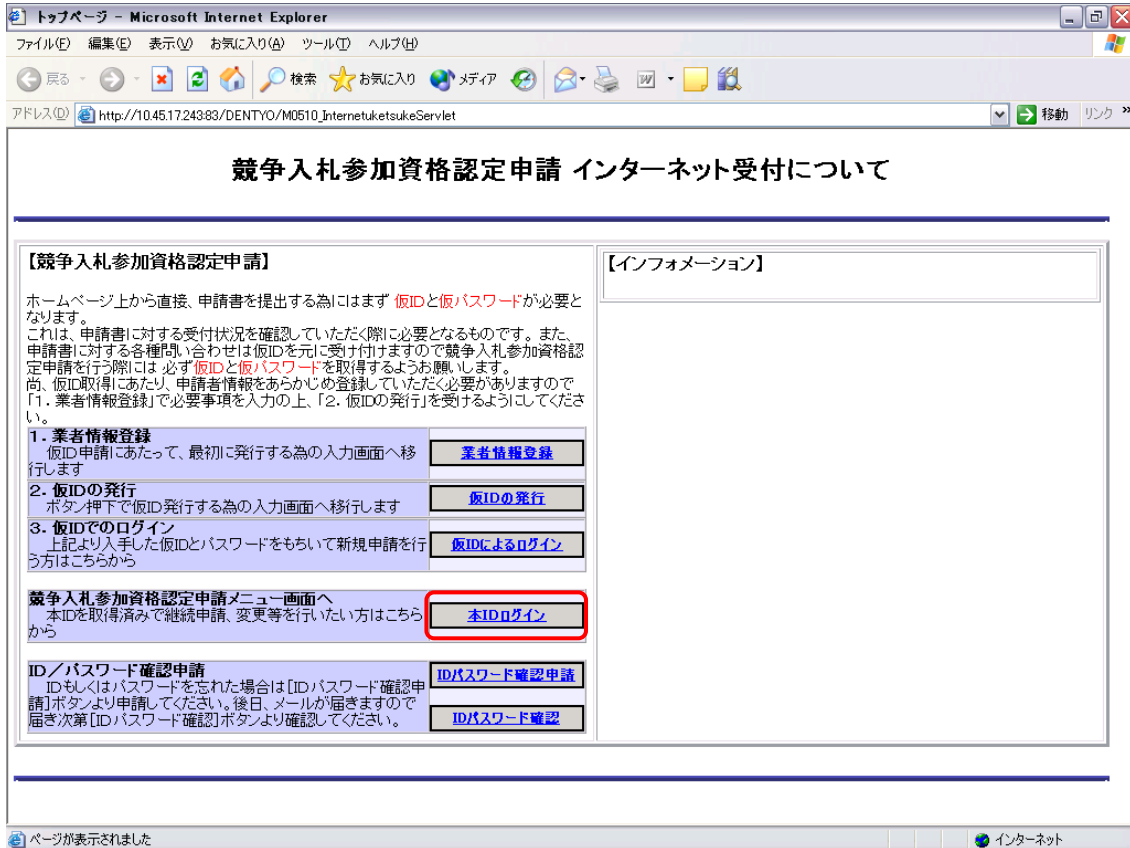
1.5 届出に係るシステム操作の流れ（変更届、廃業届、認定辞退届）

競争入札参加資格審査申請画面



※廃業届及び認定辞退届については、受理のみ行われ、補正指示及び不受理はありません。

2 ログイン



本IDとパスワードを使って、資格申請システムへログインします。

「本IDログイン」ボタンをクリックしてください。

2.1 ログイン画面

2009年1月5日

競争入札参加資格認定申請 本IDログイン

本IDとパスワードを入力してログインボタンを押して下さい。

本ID	999999
パスワード	●●●●●●

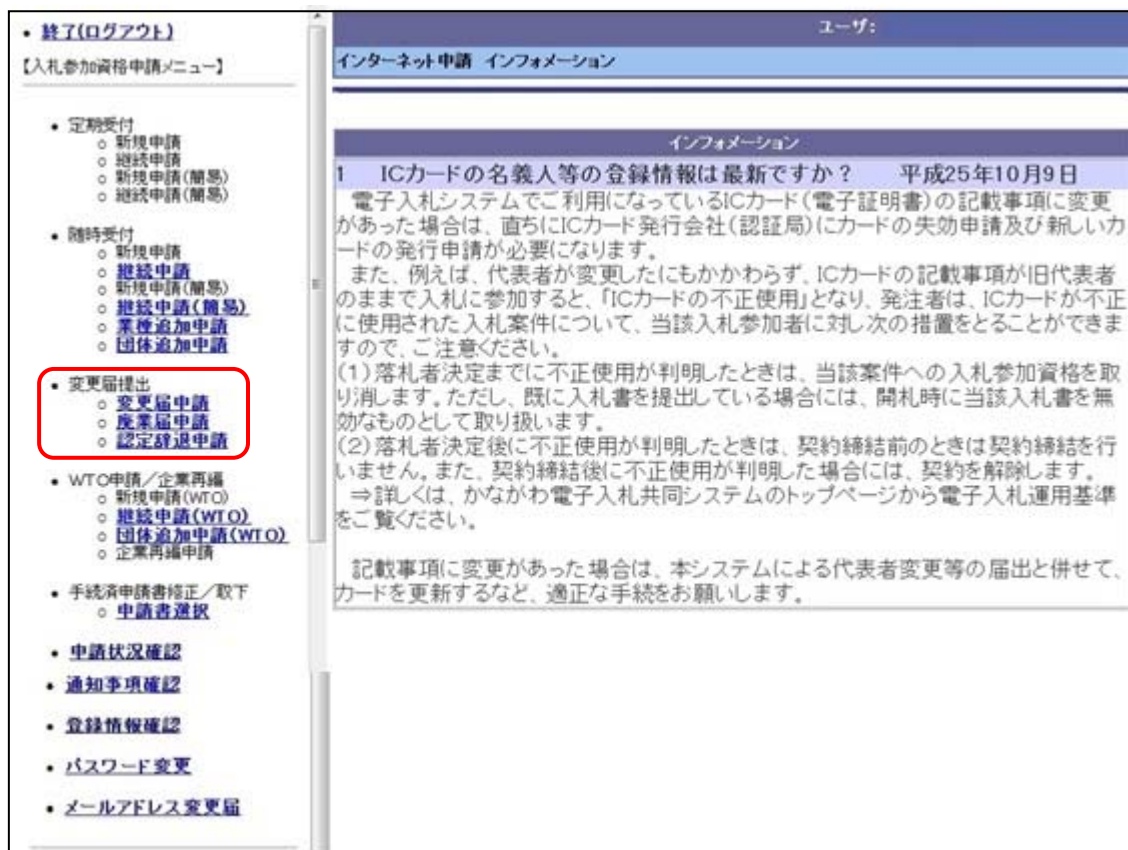
[ログイン](#) [戻る](#)

「本ID」および「パスワード」を入力し、ログインします。

パスワードは、大文字と小文字を別の文字として扱いますので、ご注意ください。

2.2 入札参加資格申請メニュー画面

【新規申請の画面例】



「変更届提出」の希望するメニューをクリックします。

廃業届について

次の2種類があります。

一部の営業種目を削除する → 一部廃業

全ての認定を削除する → 全廃業

認定辞退について

県以外の団体の認定を削除する手続きです。

2.3 申請前確認事項

ユーザ: K2323583 / (株)かながわ参加資格

随時受付 > 新規申請

● 申請前確認事項

以下の誓約文を承諾した上で、次へ進んで下さい。

かながわ電子入札共同システムを利用する各団体(以下、「共同運営参加団体」という。)が発注する入札等に参加したいので、競争入札参加資格を申請します。
競争入札参加資格認定申請にあたっては、共同運営参加団体が定める入札(見積)に関する諸規定、並びにかながわ電子入札共同システム利用規約を遵守するほか、次のことを誓約し、いずれかに違背したときは、競争入札参加資格が認定されないこと又は認定を取り消されることになっても何等異存ありません。
また、認定番号、商号又は名称、本店所在地、電話番号、代表者氏名、営業種目、格付け結果、許認可等の名称等を公表することに同意いたします。

- 1 申請書の記載事項及び提出書類については、事実と相違ないこと。
- 2 かながわ電子入札共同システム競争入札参加資格認定申請の手引に定める資格要件を満たしていること。
- 3 共同運営参加団体が定める競争入札参加資格認定要件を満たしていること。
- 4 申請書の記載事項に変更が生じたときには、速やかに変更届又は廃業届を提出すること。
- 5 自己が提出した各種申請書及び届出書について、共同運営参加団体からの補正指示を受けたときには定められた期限までに必要な補正を行うこと。
- 6 各種申請書及び届出書の提出、補正指示の受領、審査結果通知の受領及び届出の登録結果確認は、かながわ電子入札共同システムを利用して行うこと。

承諾しますか？

(入札参加資格申請メニューに戻ります) (上記内容を承諾し、申請書の入力を行います)

申請前確認事項が表示されます。確認事項の記載内容をよく読んでいただいた上で、承諾するかどうかを「はい」ボタン、もしくは「いいえ」ボタンをクリックして回答してください。

「はい」ボタンをクリックすると、申請書の入力画面が表示されます。

簡易申請で認定を受けている業者が変更届、廃業届、認定辞退届の申請を行った場合は、画面右上のユーザ名が「【簡易】 + 業者名」と赤字で表示されています。